

「平和の礎」刻銘対象者認定要領

(目的)

第1条 この要領は、「平和の礎」に係る刻銘の基本方針（平成5年10月26日決定、平成15年6月3日一部改正。以下「基本方針」という。）に定める「刻銘対象者」について、その申告及び認定の手続きを定めることにより新たな名簿の整備を図り、もって戦没者の追加刻銘を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遺族等

次に定める者をいう。

- イ 戦没者に係る民法第725条に定める親族
- ロ 戦没者の祭祀を執り行う者
- ハ 戦没者の血族のうち民法第725条に定める親族以外の者
- ニ 戦没者に係る地縁者又は地縁団体
- ホ 戦没者に係る遺族会、同窓会等
- ヘ 沖縄県原爆被爆者協議会
- ト 国の機関、都道府県又は市町村
- チ 米国における退役軍人会等

(2) 除籍簿等

戸籍法第12条に定める除籍簿の謄本のほか、除籍簿が存在しない場合においては次に定める資料等をいう。

- イ 位牌の写真
- ロ 戦没者が亡くなった状況についての関係者の証言
- ハ その他戦没者の氏名、死亡年月日等について確認することに足る資料

(申告)

第3条 基本方針に定める刻銘対象者について、追加刻銘、刻銘の修正または削除（以下「追加刻銘等」という。）を希望する遺族等は、次項以下に定めるところにより沖縄県知事公室平和・地域外交推進課長（以下「課長」という。）に対して申告を行うものとする。

- 2 沖縄県出身の戦没者に係る申告は、遺族等から「「平和の礎」戦没者申告票」(様式1)に除籍簿等を添付して行うものとする。この場合において、その申告は、第2条第1号イまたはロに定める者から行うこととし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、予め課長にその旨を申し出た上で、同号に定めるイ及びロ以外の者から行うことができる。
- 3 他都道府県出身の戦没者に係る申告は、出身地である都道府県から次に掲げる「平和の礎」戦没者名簿票(以下「戦没者名簿票」という。))の提出により行うものとする。
- (1) 追加刻銘 「戦没者名簿票(追加刻銘)」(様式2)
 - (2) 刻銘の修正 「戦没者名簿票(刻銘・情報修正、情報追加)」(様式3)
 - (3) 刻銘の削除 「戦没者名簿票(刻銘・情報削除)」(様式4)
- 4 外国出身の戦没者に係る申告は、追加刻銘の場合にあっては任意の名簿に沖縄戦などで亡くなったことを証明する資料を添付し、刻銘の修正または削除の場合にあっては任意の名簿の提出により行うものとする。

(申告の期限)

第4条 前条に定める申告の期限は、原則として12月末とする。

(刻銘対象者認定審査会)

- 第5条** 遺族等から申告のあった戦没者の追加刻銘等について、その適否を審査するため、「刻銘対象者認定審査会(以下「審査会」という。))」を置く。
- 2 審査会は、沖縄県知事公室地域外交統括監、沖縄県知事公室平和・地域外交推進課長及び沖縄県平和祈念資料館長で構成する。
- 3 審査会は、毎年3月までに構成員全員出席の下で開催し、その審査結果は全員一致によるものとする。
- 4 審査会における審査の結果、全員一致をみなかった戦没者については、次年度以降、新たな確認資料等を添付して、遺族等から再度申告するものとする。
- 5 審査会における審査に必要があると認めた場合は、学識経験者(沖縄県平和祈念資料館学芸員)の所見を事前に聴取することができる。
- 6 審査に必要があると認めた場合は、学識経験者(沖縄県平和祈念資料館学芸員)に審査会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(刻銘対象者の認定等)

- 第6条** 第3条の規定により、遺族等から申告のあった戦没者の追加刻銘等の適否について、課長は、審査会の審査に付すものとする。
- 2 課長は、審査会における審査結果に基づき、刻銘対象者を認定し、追加刻銘等をすべ

き戦没者名簿を3月末までに作成するとともに、申告を行った遺族等に審査の結果を遅滞なく通知するものとする。この場合において、追加刻銘等の対象外となった戦没者については、その理由を付して通知するものとする。

(追加刻銘等の実施)

第7条 平和の礎への追加刻銘等については、毎年3月末までに作成される戦没者名簿に基づき、毎年度1回、原則として沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する「慰霊の日」の6月23日までに実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月10日から施行する。
- 2 平成15年度における第4条（申告期限）の適用については、同条の規定にかかわらず、平成15年10月末とする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月14日から施行する。
- 2 平成16年度における第4条（申告期限）の適用については、同条の規定にかかわらず、平成16年10月末とする。

附 則

この要領は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月22日から施行する。

様式1（第3条関係）

様式2（第4条関係）

様式3（第4条関係）

様式4（第4条関係）